

01

交通事故解決事例

CASE
01

後遺障害11級獲得 総額1200万円の賠償金を獲得

交通事故

事案の概要

50代 男性 自営業者

相談者は、早朝いつものように自転車で職場に通勤中、交差点を青信号で横断していたところ、左折してきた相手方の自動車と衝突しました。これにより相談者は、左足骨折、右手首捻挫等の怪我を負い、入院2か月を要する重大な傷害を負いました。

相談者は、入院中はもちろん、通院中も思うように仕事ができなくなっていました。収入の途を突然失ってしまったことへの不安とともに、相手方保険会社との交渉を不安に思い、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

事故直後の段階で担当弁護士が相手方の加入する任意保険会社との交渉を引き受けました。

担当弁護士は、仕事を復帰できるようになるまでの間の休業損害を支払ってもらおうよう相手方と交渉し、事故前の収入とほぼ同額の休業損害の賠償金を確保しました。

また、担当弁護士は相談者の症状を踏まえ、症状固定後に後遺障害の認定請求を行う方針をとることとし、後遺障害診断書への記載方法についてアドバイスをを行いました。結果的に相談者は**後遺障害11級**を獲得することができました。

最終的には、治療費や休業損害以外にも**約650万円の賠償金**を獲得し、相談者は無事、事故前の生活を取り戻すことができました。

担当弁護士からひとこと

相談者が自営業者ということもあり、事故直後は今後の収入の途がなくなることへの不安も大きく、担当弁護士としては精神的な部分のケアも意識しました。受任後、早期に休業損害の支払いについて相手方保険会社に支払いを約束させることが出来たことで、相談者の不安は一定程度和らぐこととなりました。また、過失割合が当初から問題になる事案でありましたが、相手方保険会社に妥協することなく粘り強く交渉を続け、相談者の納得できる過失割合で合意することが出来ました。

後遺障害14級獲得 440万円の賠償金を受領

交通事故

事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、自動車を運転中、交差点の右矢印信号に従って右折進行したところ、赤信号を無視した相手方の対向直進車と接触しました。

この事故によって、相談者は**頸椎捻挫**・腰部打撲などの傷害を負いました。

当初相手方は事故の過失を認めようとしなかったことや、相手方保険会社から、治療の打ち切りを求められたりしたことで、相手方保険会社に対する不信感が募り、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

事故から1年が経とうとしている中、怪我の回復具合が思わしくない中で、相手方保険会社からは治療の打ち切りを求められている状況でした。

受傷の程度や現在の自覚症状・通院日数等を踏まえて、相手方保険会社とは、治療の終了時期を明確に合意することで、若干の**治療の延長**を認めてもらいました。

症状固定後は、「神経症状を残すもの」という後遺障害14級の獲得を目指す方針のもと、後遺障害診断書に記載する内容等についてアドバイスを行いました。

その結果、相談者は無事後遺障害14級を獲得することができました。

後遺障害14級獲得後、担当弁護士は迅速に相手方保険会社に対して賠償額の意見書を提示し、事故の損害額について賠償交渉を行いました。

結果的に、治療費以外で**約440万円の賠償金**を得ることで合意に至りました。

担当弁護士からひとこと

全く落ち度のない事故に遭ったうえ、怪我の回復具合も思わしくない中で、相談者としては精神的にも辛い時期を過ごしてきました。相談者のそういった精神状況を理解した上、担当弁護士としては、長々と回復可能性の乏しい治療を継続するよりは、後遺障害の獲得を目指すべきという方針を決定しました。

最終の治療終了時期を相手方保険会社に提示することで若干の治療期間の継続を認めてもらうこともできました。

また、相手方保険会社との交渉においては、**主婦労働分の休業損害**を認めてもらうこともできました。

03

交通事故解決事例

CASE
03

後遺障害12級獲得 約700万円の賠償金を獲得

交通事故

事案の概要

30代 男性 会社員

相談者は、青信号に従い横断歩道を歩行中、右折進行してきた相手方自動車と接触する交通事故に遭いました。

この事故によって、相談者は**左鎖骨骨折**・頭部打撲などの傷害を負い、1か月を超える入院治療を余儀なくされました。

相談者は、損害賠償額がどの程度になるのかの見当も付かず、相手方保険会社との交渉が不安になったことから、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

相談者は、症状固定後も骨折部の痛みも引かないという自覚症状を訴えていたことから、自賠責保険会社に対して、後遺障害の等級申請を行ったところ、**後遺障害12級を獲得**することができました。

後遺障害12級獲得後、担当弁護士は迅速に相手方保険会社に対して賠償額の意見書を提示し、事故の損害額について賠償交渉を行いました。

結果的に、治療費以外で**約700万の賠償金**を得ることができました。

担当弁護士からひとこと

症状固定後も肩の痛みが引かなかったことや、そもそも骨折という明確な損傷があったことから、当初から治療終了後（症状固定後）には後遺障害の申請を行う方針を立て、相談者にアドバイスを行いました。

担当弁護士の当初の見通し通りに後遺障害の等級が獲得できたことが大きなポイントとなる事案でした。